

令和 4 年 1 月 28 日

第 6 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和4年1月28日
午後1時30分～午後3時20分
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番 大城 勝司	7番 山口 安任	13番 犬童 正成
2番 樋口 修	8番 小倉 幸夫	14番 田下 勉
3番 福本 悟	9番 尾道 睦雄	15番 福山 勝也
4番 松元 浩文	10番 大塚 雄二	16番 久野 敏朗
5番 大久保 友恵	11番 松元 重忠	17番 外園 優
6番 井町 和夫	12番 花園 ハルエ	18番 澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番 時吉 大喜	25番 岩元 慎太郎	29番 吉田 直
21番 田中 智彰	26番 内木場 義友	30番 山口 廣喜
22番 中谷 國三	27番 武宮 豊	31番 坂元 敦信
23番 澤田 みね子	28番 外 雅夫	32番 花田 初男
24番 三原 仁		

(2) 欠席委員

なし

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農用地利用集積計画について
議案第 3号 農地中間管理権の取得について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号 非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第6回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は19人で定足数に達しております。
なお、本日は農業委員、推進委員ともに全員出席です
議事録署名委員を指名いたします。

9番、尾道委員と10番、大塚委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りいたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。その前に本日案件が少ないようですので、休憩なしで早めに3時ぐらいまでには総会を終わりたいと思いますのでよろしく願いいたします。では、議案第1号 農地法第3条について事務局お願いします。

事務局 済みませんが、説明の前に修正箇所がありまして訂正をお願いします。資料の8ページ、申請番号の1-3の受人のこの場所の申請事由に新規就農とありますが、これを規模拡大に修正してください。そして、9ページの申請番号1-7、下から2番目です。これが受人の申請事由が、経営規模拡大と書いてありますが、新規就農になります。

議長 これが新規就農ですか。

事務局 はい。それとその右横の譲受人の年齢が72歳となっておりますが、73歳の間違いです。よろしく願いします。では、説明をいたします。所有権移転申請第1-1です。申請地は、六月田町、田、2筆、面積989㎡です。譲受人は74歳の農家で水稻を耕作されています。取得後も水稻を耕作予定です。許可後の面積は3,158㎡で、規模拡大と労力不足による売買の申請です。申請地に隣接する〇〇〇番、田は、譲受人の所有農地になっています。

次に第1-2で申請地は、武本、田及び畑、5筆、面積4,782㎡です。譲受人は66歳の農家で水稻を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は、8,341㎡で、現在も申請地は譲受人が管理・耕作しているということで今回、受贈と贈与による申請になりました。

第1-3、1-4、1-5は譲受人が同じですのでまとめて報告いたします。まず、第1-3、申請地は武本、田、3筆、面積1,712㎡です。第1-4、申請地は武本、田、3筆、面積2,142㎡です。第1-5、申請地は武本、田、3筆、面積1,047㎡です。譲受人は44歳の会社役員です。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は16,835㎡で譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足等による売買の申請になります。現在の申請地は、不耕作地で荒れている状態の場所なんですけれども、譲受人が所有していらっしゃる重機等で整地し耕作をするということです。また、申請者の父親は、会社経営の傍ら自己所有の農地を所有し農業をしているという事です。また、農作業にも会社の従業員さん達に手伝ってもらいながら耕作をしていくという事でした。

続きまして、第1-6、1-7は譲受人が同じですのでまとめて報告いたします。第1-6、申請地は、高尾野町上水流、畑、1,932㎡です。第1-7、申請地は、高尾野町柴引、畑、2,671㎡です。この2筆は、直線距離にして約150m程度の近い場所にあります。譲受人は73歳の会社員で新規に農地を取得されます。取得後はじゃがいもを耕作予定です。許可後の面積は4,603㎡で譲受人の新規就農、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

譲受人は新規就農ですが妻と息子さんも一緒に農業をするという事でした。第1-8、申請地は、高尾野町上水流、畑、5、181㎡です。譲受人は72歳の会社員です。取得後はじゃがいもを耕作予定です。長島町に4、413㎡の自作地があり、現在もそこでじゃがいもを耕作しています。許可後の面積は9、594㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。第1-9、申請地は福ノ江町、田、4筆、4、054㎡です。譲受人は77歳の担い手農家で水稲等を耕作されています。現在もこの4筆を借り受けて水稲を耕作中です。許可後の面積は70、215㎡で譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。申請地の隣接地〇〇〇番・〇〇〇番は譲受人の所有地の農地になります。

続きまして、賃借権設定第1-101です。申請地は黄金町、田、1、632㎡です。借り人は、73歳の農家で水稲を耕作されています。許可後は水稲を耕作予定です。許可後の面積は6、511㎡で、借り人の規模拡大、貸人の規模縮小による3年間の賃借申請になります。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。調査員に当たりました18番委員、それから7番委員内容についての報告をお願いします。

18番 はい、18番です。1月25日、午後1時より7番委員、28番委員と事務局職員で調査し審議した結果を報告いたします。議案第1号、農地法第3条、私の方では、申請番号1-1から1-5までを報告させていただきます。全て所有権移転になります。では、まず申請番号1-1から説明いたします。地図が11ページになります。11ページ、左側の地図になります。中央斜線部分が所有権移転の土地になります。場所は、六月田橋から北へ400m、パチンコMGMの南側に広がる六月田の農地になります。事務局からも説明があったように東側の〇〇〇番、〇〇〇番の田、これも譲受人の農地になっておりまして、川沿いの一番端の田んぼを購入して耕作されるという事です。譲受人は、東側にもうちょっと離れた所、〇〇〇番の田の辺りだと思んですけど、こちらの方も耕作されていますので特に問題はないと思われま。続きまして、申請番号1-2になります。地図は11ページの右側の隣の地図になります。たくさん農地があるんですけども、一番南側の西之口交差点から南へ1.5kmの範囲内にあるんですけども、一番南に〇印を書いてあるところ、ここはちょっとごちゃごちゃしてて見難いので右側に拡大した図を示してございます。〇〇〇番〇の畑になります。21㎡とすごく狭くてですね、現在耕作されていなくてちょっと荒れていました。以前は、譲受人の方が畑を作っていたそうなので、取得後はまた畑にするという事でした。

続きまして、そのちょっと北側の〇〇〇番の田、その南側のちょっと半舷みたいな形の田んぼなんですけれども、こちらは田んぼの方が耕作されていました。譲受人がずっと作っていたようです。その北東側といいますか斜め右に小さい真ん中ぐらいですかね、地図のそこにあるんですけど、ここはですね水が流れて来ないという事で、田んぼになっているんですけどちょっと田んぼを作ることは出来ないの、行く行くは苗木を植えようかなという事で、ちゃんと管理はされててですね、耕起されている状態でここからちょっと入りましたけれども管理されているなという感じでした。

一番最後です。北側の北東側の田んぼなんですけれども、〇〇〇番の田、その北側の三角い田んぼもあるんですけど、そちらも譲受人の方が耕作されてて、田んぼとして耕作されているようでした。特に問題はなかったと思います。

続きまして、申請番号1-3です。12ページからの地図になるんですけども、こちら譲受人の方が一緒ですのでまとめて報告いたします。地図は、13ページの左側の地図まで分かれています。出水運動公園から西へ630mの所であって、農道沿いを北と南に分かれて9筆の田んぼになります。事務局の方からも説明があったように、非常に荒れててこう斜めに線が、筆が分かれています。12ページの左側の地図を見ていただくと左上の方はちょっとコの字になっていると思うんですけども、ここに高压電線の鉄塔があって電線が張ってある関係でこのように筆が分かれています。で、非常に本当に水も譲受人の方によると流れて来るようにしてもらおうという事で、重機を持っていらっやっで、譲受人の方がそれで開墾というか農地にしっかり戻して耕作するという事でしたので、荒れてる農地が綺麗になれば素晴らしい事ですので、自分たちとしては問題ないかなという判断をしたところです。以上、所有権移転の申請番号1-1から1-5につきましては、農地法第3条第2項、各号には該当しないため、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 引き続きまして、7番委員をお願いします。

7番 7番です。調査日等につきましては、先ほど18番委員の方より報告がありましたので省略いたします。所有権移転が4件、それから賃借権の設定が1件という事で報告をさせていただきます。まず1-6ですけども、地図につきましては、13ページを御覧ください。6、7、8につきましては、ほとんど同じ位置になります。県道庄、上鯖淵線の『鶴屋』という衣料品店がありますけれども、その100m東側の交差点を500mほど南に入った所になります。事務局の方からありましたようにジャガイモを作られるという事で申請につきましては他人という事ですが、現在何も新規就農ですので機械等が必要だという事ですけども、機械につきましては、資料にあります〇〇 〇〇さんですが、その方から機械等についてはほとんど借りて作られるという事でした。住宅が点在する所ではありましたが、非常に綺麗に耕作されているようでした。

それから、1-7につきましても同じ申請人のようですのでお目通りいただければと思います。譲渡人の〇〇 〇〇さんと〇〇 〇〇〇さんについては、子供とお母さんになるようです。それから、1-8につきましても先ほど言いましたように位置につきましてはほとんど1-6、1-7と同じ場所になるようです。同じくジャガイモを耕作されるという事で譲渡人と譲受人につきましては、他人という事になっているようです。どちらも綺麗に整地されているようです。それから、1-9につきましてですけども申請地につきましては、米ノ津の小学校から西へ650mの所のハイツカの営業所があるんですけども、そこから100mほど南に入った所にあります。申請につきましては他人の関係になるようですが、事務局からありましたように〇〇〇番を現在まだ本人が作られている隣になるようです。許可後につきましては、水稻を作られるという事になります。それから、申請番号の1-101につきましては、市役所から北へ1.4kmほど入ったところでサンキューの東側になるような所でした。許可後につきましても水稻を耕作されるという事で契約期間につきましては3年になっているようです。申請人との関係につきましては、知人というの関係になるようです。以上、所有権移転申請番号1-6から1-9及び賃借権設定の1-101は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、「許可相当」と判断いたしました。以上で終わります。

議長 事務局・調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ごさいませ

んか。(質疑等) ないようです。調査員の報告では、全件「許可相当」と報されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件「許可相当」と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてと議案第3号 農地中間管理権の取得についてを一緒に議題といたします。それでは、今月は委員の関係がございますので、委員の除斥をお願いいたします。18番委員、退席をお願いいたします。

(18番委員、退室)。

事務局 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画について説明いたします。資料は16ページ、賃借権設定の申請番号1-2でございます。土地の表示は、黄金町〇〇〇番、田で、2,802㎡。上知識町在住の貸人と借人が下鯖町、水稻の認定農家との新規設定です。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。7番委員お願いします。

7番 7番です。事務局の方から説明がありましたので、審議日・調査日につきましては、先ほど申し上げましたので、略いたします。ただいま事務局から説明がありました関係につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、「適当」と判断しました。以上です。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問はございませんでしょうか。(質疑等) 無いようです。調査員の報告では、「適当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 はい、それでは入室をお願いします。

(18番委員、入室)

続きまして、4番委員、退席をお願いします。

(4番委員、退室)

事務局 続きまして、資料は24ページ賃借権設定の申請番号1-17です。土地の表示、福ノ江町〇〇〇〇番と〇〇〇〇番の2筆の田で合計が5,472㎡です。福岡県在住の貸人と借人が高尾野町下水流、水稻の認定農家との再設定です。続きまして、議案第3号の資料45ページ農地中間管理権の取得、申請番号1-6をお願いします。資料は、45ページの申請番号1-6です。土地の表示は、高尾野町下水流〇〇〇〇番と〇〇〇〇番の2筆の田で合計が19,547㎡です。貸人は、高尾野町下水流の方と高尾野町上水流の方で借人は、高尾野町下水流、水稻の認定農家です。以上で説明を終わります。

議長 18番委員、お願いします。

18番 18番です。調査日時につきましては、先ほどと同様ですので省略いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、全て「適当」と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問はございませんでしょうか。(質疑等) 無いようです。調査員の報告では、「適当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいで

しょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、「適当」と決定いたします。

(4番委員、入室) 除斥終わり。

では、事務局お願いいたします。

事務局 それでは、農用地利用集積に係る利用権の設定、農地中間管理権の取得から所有権の移転までを一括して説明します。資料は52ページをお願いします。52ページの一覧でございます。賃借権の設定は、新規が7件、7筆、再設定が27件、37筆、合わせて34件、44筆で、72, 716㎡です。続きまして、使用貸借でございます。使用貸借権の設定は、新規が2件、9筆、再設定が2件、3筆、合わせて4件、12筆で、21, 573㎡です。所有権移転につきましては、売買が5件、18筆で19, 899㎡、贈与が1件、9筆で12, 137㎡です。農地中間管理権の取得、表の中ほどでございます。これは、耕作者別では35件、貸出者別では16件で65筆 97, 651㎡です。全体としましては79件、148筆、223, 976㎡の集積計画になります。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。7番委員お願いします。

7番 7番です。調査日等につきましては、先ほど言われましたので省略いたします。事務局が言われました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので「適当」と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。はい、どうぞ。

14番 14番ですが、備考の欄に担当委員っていう恰好で2人書いてあるんですけど、担い手農家と新しい書き方できちっと表に書いてあるんですけど、担い手農家の所だけ委員の名前が書いてありますがこれはどういうことか少し説明をお願いします。

事務局 はい、議長。(挙手)。

議長 説明をお願いします。

事務局 説明をしませんでした、済みませんでした。新しい様式になりまして、『認定農業者』と『新規就農者』につきましては、新しい様式で経営状況の詳しいことは書かなくても良いという風にいたしました。この資料の方でもそこら辺詳しく出てないと言えば出てないものですから、担い手農家については、もっと詳しく表示しないと審議も難しいだろうなという事で考えましてここに出すようにしたところです。担い手農家につきましては、下の経営作目が何であって、世帯員数が何人、それと従事者が何人かだけなんですけれども、更に詳しい状況といえますか、本当に今後も集積をして受けていけるだけの方であるのかどうかというところは、中々分かり難いと思われましたので、担当委員のお名前を出させて頂きました。担当委員といっても、推薦委員といってもいいのかもしれませんが、そのような意味合いで出させていただいているところでございます。よろしくをお願いいたします。

議長 よろしいでしょうか。

14番 はい。良いです。

議長 他にございませんか。(質疑等) 無いようです。調査員の報告では、「適当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画についておよび議案第3号 農地中間管理権の取得については、全件「適当」と決定いたします。

議長 引き続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について資料は53ページになります。第1-1項について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑2筆、442㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり申請地を取得して一般住宅1棟を建設しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 2番委員、お願いします。

2番 2番です。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1月26日、午前、13番委員と27番委員と事務局職員で調査・審議した結果を報告いたします。申請地は、高尾野町江内、平坊自治公民館から北へ150mほどに位置しており不耕作の畑でした。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として442㎡であり、妥当であると思われました。また、渡人と受人は親子であるという事です。造成については、現状のまま利用するという事でした。生活雑排水は下水道を利用、雨水は道路側溝を利用されるということでした。周辺農地に影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 第1-2項について説明いたします。申請地は、野田町上名の畑、890㎡のうち385㎡です。申請人は、市内の公務員です。現在借家住まいで手狭となり、申請地を取得し一般住宅1棟を建設しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 13番委員、お願いします。

13番 13番です。1月26日、2番委員と27番委員と事務局職員で調査しました結果を報告いたします。申請地は、野田小学校から東へ200mほどに位置にありまして、不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として385㎡であり、妥当であると思われまます。造成につきましては、現状のまま利用しまして隣接地との境界にはブロックを設置する予定で生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すという事です。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、「許可相当」と判断しました。以上です。

議長 続きまして、3項をお願いします。

事務局 第1-3項について説明します。申請地は、高尾野町上水流の採草地、366㎡です。一体利用地として山林1筆、520㎡があります。申請人は、市内の会社員です。申請地を取得して今回新たに店舗兼一般住宅1棟及び駐車場を整備しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。1月26日、15番委員と28番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。1-3項について、申請地は、高尾野町上水流、鶴屋衣料店から西へ150mほどに位置し不耕作の採草地です。申請面積は、店舗兼一般住宅1棟及び駐車場を建設する面積として一体利用地を含め886㎡であり妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し、隣接地との境界にはよう壁を設置する予定で、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 1-4項をお願いします。

事務局 第1-4項について説明します。申請地は、上鯖町の畑3筆、584㎡です。申請人は、市内の会社員です。申請地を取得し今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。一般住宅の基準である、概ね500㎡を超えておりますが、前面道路への接続通路及び排水施設に必要な面積を考慮してとの理由書が添付されております。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農地」に該当します。以上です。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。1月26日、8番委員と28番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、上鯖淵、東出水小学校から南へ400mほどに位置し不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として584㎡であり、一般住宅の基準を多少超えていますが、事務局の説明があった通り接続通路と排水施設敷設のための理由書が添付されており妥当であると思われます。造成については、そのまま現状のまま利用し隣接地との境界にはよう壁を設置する予定で生活排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝へ流すという事です。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、1-201の説明をお願いします。

事務局 第1-201項について説明いたします。使用貸借権の設定でございます。申請地は、知識町の畑、314㎡です。申請人は、市内で木材の製造、販売等を行う法人です。貸人との関係は義理の父になります。申請地を取得して、資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。申請地の隣接(〇〇〇番〇・宅地)は、居宅兼本社として利用しており、木材資材及びトラックの管理を行おうとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。1-201項です。申請地は、知識町、スーパーよしだ鹿島店から東へ200mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、資材置場及び駐車場を建設する面積として314㎡であり、妥当であると思われます。造成については、設置しているブロックより高くないよう40cm程度盛土をされ、雨水は自然流下とのことです。入口については既存の入口を利用し駐車場への入り口は、ブロックを1段撤去するとのことです。地図をお目通しください。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、「許可相当」

と判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。(質疑等) ございませんか。無いようです。調査委員の報告では、全て「許可相当」と報告されましたがそのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全て「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 資料は、58ページです。議案第5号 非農地証明願についての第1-1項について説明します。申請地は、野田町下名の畑2筆、1227㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成元年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 2番委員、お願いします。

2番 2番です。議案第5号 非農地証明願について、調査日時等については先ほど報告しましたので省略いたします。地籍図の左側を御覧ください。申請地は、ローソン餅井店から左に300メートルのところに位置し畑が山林化しているところでした。山林化してかなり経っていると見られ、農地への復元は困難な状態です。資料の備考欄に非農地となった年月日は、平成元年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外となっています。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 2項をお願いします。

事務局 第1-2項について説明します。申請地は、文化町の畑、297㎡です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、平成元年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 小倉委員、お願いします。

8番 8番です。調査日時等は、先ほど報告しましたので省略いたします。申請地は、上松公民館から南へ100メートルのところに位置し、今回調査した結果、申請地の隣接の家の一部及び庭木が申請地となっている状態です。現地の状況から見て申請どおり年月日が経過していると思われ、農地への復元は困難な状況です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きまして、3項をお願いします。

事務局 第1-3項について説明します。申請地は、高尾野町柴引の畑、321㎡です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 13番委員、お願いします。

13番 13番です。調査日時等については省略します。申請地は、鹿児島銀行高尾野支店から南へ100メートル行ったところになります。申請地の一部は駐車場跡としてコンクリートが張ってあるところがありました。現場の状況から見て、申請どおりの年月日が経過していると思われ、農地への復元は困難な状況でありました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きます、4項をお願いします。

事務局 第1-4項について説明します。申請地は、今釜町の田3筆、1190㎡、及び畑2筆、1022㎡で合わせて、2212㎡です。登記地目は田及び畑、申請現況は雑種地です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。調査日時等については先ほど報告しましたので省略します。申請地は、汐見町の鶴寿園から東へ500メートルほどのところに位置し、申請地は草木が繁り荒廃化が進んでいました。現地状況から見て、申請どおりの年月が経過していると見られ、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

(質疑等) 無いようです。調査員の報告では「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第5号 非農地証明願につきましては、全件「承認」と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○出水市公設地方卸売市場運営協議会委員の推薦について(事務局説明 省略)

推薦委員：小倉幸夫委員

○出水市都市計画審議会委員の推薦について(事務局説明 省略)

推薦委員：澤田泰之会長職務代理

○人・農地プランの担当委員の割当について(事務局説明 省略)

○活動記録簿及び農地利用最適化交付金について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第6回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印

